

# 令和2年度全国労働衛生週間の実施について

福島労働基準監督署

## 1 はじめに

### 令和2年において福島労働基準監督署管内の死亡労働災害が多発！！

- ・福島労働基準監督署管内において、令和2年1月1日から7月31日までの間の死亡労働者数が5人（8月5日に死亡労働災害が発生し、現在6人となっています）となり、昨年1月1日から12月31日までの1年間の死亡労働者数4人を既に超えた状況となっております。[資料1参照](#)
- ・令和2年4月14日付け福島基署発0414第4号「労働災害防止対策の徹底について」、令和2年5月28日付け福島基署発0526第5号「巻き込まれ災害等の労働災害防止対策の徹底について」を发出して災害防止対策の徹底をお願いしましたが、全国衛生週間においても、[資料2参照](#)していただき、以下の事項について再度確認し、労働災害防止対策の徹底を図るようお願いします。

毎日、作業開始前に当日の作業内容、災害防止のポイントを作業者全員で確認（ツールボックスミーティング、危険予知活動等）していますか？

使用している機械設備について、自主点検を行い、全ての事項を実施していますか？

資料1、資料2は7月31日までの災害統計です。

## 2 熱中症予防の実施 [資料3参照](#)

- ・福島労働基準監督署管内で8月5日に熱中症による死亡労働災害が発生しました。
- ・「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」は9月30日までの実施期間となっております。
- ・昨年は以下のとおり、9月に入っても猛暑日（35以上）、真夏日（30以上）の日がありました！

令和元年9月8日：福島市の最高気温 35.1

令和元年9月30日：福島市の最高気温 30.5 気象庁ホームページによる

- ・工場内等の屋内でも熱中症が発生しておりますので、屋内・屋外問わず、特に以下の事項を実施してください。
- ・実施期間後も作業場所のWBGT値に応じて、継続して熱中症予防に努めてください。

作業場所のWBGT値を測定し、出来るだけWBGT値を25未満にするよう冷房設備や扇風機等で設備的な対策を講じてください。

設備的な対策を講じてもWBGT値が25以上となる場合には、作業時間の短縮、作業者に定期的に体調確認（体調確認は、めまい、たちくらみ、頭痛等の具体的な症状が無いか確認してください）を行ってください。

塩分、水分を事業場で用意し、労働者が自由に十分な量を摂取できるようにしてください。

### 3 労働衛生週間・準備期間の実施事項

「みなおして 職場の環境 からだの健康」のスローガンのもと、令和2年度の全国労働衛生週間実施要綱の「実施者の実施事項」について、現状の職場環境と健康診断の実施状況、メンタルヘルス対策の実施状況を把握・確認し、必要な改善を図ってください。

なお、特に以下の項目を実施してください。

#### (1) 健康診断の実施、有所見者に対する医師の意見聴取

- ・事業場で実施しなければならない健康診断の種類と実施時期を確認してください。

事業場の業務内容を確認し、深夜業、著しく暑熱、騒音、有害物取扱等の特定業務従事者には6か月以内に1回定期健康診断を受けさせる必要があります。

安全データシート(SDS)等で、使用している化学物質の種類(有機溶剤、特定化学物質、鉛、粉じん等)を確認し、該当する特殊健康診断を受けさせてください。

- ・実施した健康診断の結果、有所見者に対して医師の意見を聴取しているか確認してください。

健康診断の結果、法定健診事項に所見があった労働者について、医師から次のいずれに該当するか聴いて、その結果を個人票に記載してください。

通常勤務

就業制限(労働時間の短縮や作業転換等の制限の内容も確認してください)

要休業

#### (2) メンタルヘルス対策の推進

- ・「心の健康づくり計画」を作成して、計画に基づいてメンタルヘルス対策を実施してください。
- ・事業場内の相談体制の整備(産業医や担当者等に相談できるようにする)と併せて、事業場外資源の活用を図ってください。

「独立行政法人労働者健康安全機構 福島産業保健総合支援センター」は無料で心の健康づくりの支援やメンタルヘルス担当者の研修等を実施しています。

インターネットサイト「こころの耳」では労働者向けの無料の電話相談窓口(働く人の「こころの耳電話相談」)もありますので、以下の内容を休憩所等に掲示する等して活用してください。



#### (3) 新型コロナウイルス感染症に関する理解と取組の促進 資料4参照

- ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、該当する内容について、職場の実態に応じて感染拡大防止対策を実施してください。

## 4 労働安全衛生法令の改正について

衛生関係の主な労働安全衛生法令の改正について、把握していただき、その対応をお願いします。

### (1) 化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の項目を見直しました リーフレット参照

#### 【ポイント】

- ・ 令和2年7月1日から施行しています。
- ・ 特定化学物質、有機溶剤うち一部の種類について、特殊健康診断の項目を見直しましたので、特定化学物質または有機溶剤を使用している場合には、次の対応をお願いします。

リーフレットの3ページに、診断項目を見直した化学物質の一覧がありますので、事業場で使用しているか確認してください。

該当する化学物質を使用していた場合、病院に対して、見直した診断項目となっているか確認してから特殊健康診断を受けてください。

主な内容ですので、詳しくはリーフレットを参照してください。

化学物質取扱業務従事者の皆様、健康診断機関・医療機関の皆様へ

**化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の項目を見直しました(令和2年7月1日施行)**

労働安全衛生法及び関係法令に基づき、事業者には、一定の有害業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を行うことが義務付けられています。

特定化学物質(有害物質、有機溶剤)中毒予防規程が制定されてから40年以上が経過し、その科学的知見の進歩、化学物質の物理性状の変化、労働環境の発生状況など、化学物質による健康被害に関する事象が変化しています。

このため、今回、国内外の知見と最新の科学的知見に基づき、化学物質取扱業務に従事する特殊健康診断の項目を見直しました。

それぞれの物質について、健康診断を適切に実施いただくようお願いいたします。

▶ 改正のポイント: 1、2ページ ▶ 健康診断項目表: 3~14ページ  
▶ Q&A: 15ページ ▶ 作業条件の判断に関する調査(例): 16ページ

**改正のポイント**

1. 従属系に属することができる化学物質の特殊健康診断項目の見直し(特定化学物質(有害物質)と有機溶剤の科学的知見を踏まえて規定されたオトルイソタン等の項目と変更されました。  
① 有機溶剤: ペンタリン及びその塩、ヘキサン及びその塩、ヘプタナフタレン及びその塩、4-アミノ、7-アミノ及びその塩、4-ニトロ、7-ニトロ及びその塩、ジクロロベンゼン及びその塩、アルキルアミン及びその塩、オトルイソタン及びその塩、ジメチルアミン及びその塩、オキシエタン、パラメチルアミン、アンリベンゼン、マゼンタ
2. 特殊有機溶剤の特殊健康診断項目の見直し(特定化学物質(有害物質)と有機溶剤)  
特殊有機溶剤(9物質)について、発がんリスクや物質の特性に応じて、項目を見直しました。  
特殊有機溶剤: トリクロロエチレン、四塩化炭素、1,1,2,2-テトラクロロエタン、オトルイソタン、ジメチルアミン、クロロホルム、1,4-ジオキサン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、メチルイソブチルケトン
3. カドミウム及びその塩の特殊健康診断項目の見直し(特定化学物質(有害物質)と有機溶剤)  
新たに得られたヒトに対して腎臓を引き起こす可能性があるという知見への対応や、腎臓機能低下の早期発見のため、項目を見直しました。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

### (2) 改正電離放射線障害防止規則が施行されます リーフレット参照

#### 【ポイント】

- ・ 令和3年4月1日から施行されます。
- ・ 管理区域内において放射線業務に従事している労働者に関して以下のとおり改正されます。

眼の水晶体に受ける等価線量を3か月、1年、5年ごとの合計を記録、保存してください。

電離放射線健康診断結果報告書の様式で、「実効線量による区分」、「眼の水晶体の等価線量による区分」、「皮膚の等価線量による区分」に検出限界未満の者の欄を設けますので、1年間の被ばく線量を算出し、報告してください。

主な内容ですので、詳しくはリーフレットを参照してください。

放射線業務を行う事業者の皆さまへ

令和3年4月1日から

**「改正電離放射線障害防止規則」が施行されます**

厚生労働省では、「電離放射線障害防止規則」(以下「電離規則」)と「電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」(以下「告示」)を改正し、令和3年4月1日から施行・適用します。

今回の改正では、眼の水晶体の被ばく限度の見直しなどを行っています。

事業者の皆さまは、改正後の電離規則および告示に基づき、労働者の電離放射線障害防止のための措置を講じよう、よろしくお願いたします。

今回の改正内容	
1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ	(電離規則5条)
2 線量の測定および算定方法の一部変更	(電離規則6条・告示3条)
3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加	(電離規則9条)
4 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更	(電離規則2条2号)
5 上記1に関する経過措置	(改正電離規則)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(令和3年4月)

(3) 金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます **リーフレット参照**

【ポイント】

- ・令和3年4月1日から施行されます（一部、令和4年3月31日まで経過措置あり）
- ・金属アーク溶接等作業で発生する「溶接ヒューム」を特定化学物質に位置付けました。
- ・以前から金属アーク溶接等作業はじん肺法・粉じん障害防止規則の粉じん作業に該当していましたが、上記施行後も引き続き粉じん作業に該当しますので対応が必要です。（じん肺健康診断の受診等）
- ・建設現場等の屋外作業場等で金属アーク溶接作業を行う場合と、継続して屋内作業場で行う場合で、必要な措置が変わりますので注意してください。

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

### 金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。  
改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。  
※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。  
・作業場の建物の床面積の半分以上にわたって壁、天井その他の物（しゃし）物が設けられている場所  
・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所  
※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

#### 1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業  
・金属アーク溶接する作業  
・アークを用いて金属を溶かし、またはカウチングする作業  
・その他の溶接ヒュームを発生し、または取り扱う作業（溶接ガス、レーザービーム等を放射する溶接、溶射、カウチングは含まれません）

溶接ヒューム	主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）	
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について神経損傷、呼吸器障害		

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

建設現場等の屋外作業場等で行う場合の措置内容リーフレット

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

### 金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。  
改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。  
※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者向けのものです。
- 屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。  
・作業場の建物の床面積の半分以上にわたって壁、天井その他の物（しゃし）物が設けられている場所  
・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所  
※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

#### 1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業  
・金属アーク溶接する作業  
・アークを用いて金属を溶かし、またはカウチングする作業  
・その他の溶接ヒュームを発生し、または取り扱う作業（溶接ガス、レーザービーム等を放射する溶接、溶射、カウチングは含まれません）

溶接ヒューム	主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）	
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について神経損傷、呼吸器障害		

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

継続して屋内作業場等で行う場合の措置内容リーフレット

- ・継続して屋内作業場で金属アーク溶接作業を行う場合、特に以下に注意してください。

全体換気装置（局所排気装置等でも可）による換気が必要です。

作業環境測定機関等に溶接ヒュームの濃度測定を行わせ、マンガン 0.05mg/m<sup>3</sup> 未満になるよう必要に応じて換気装置の風量増加を行い、測定結果に応じた呼吸用保護具を使用させてください。（現に使用している場合は令和4年3月31日までに濃度測定をしてください）

令和4年4月1日までに特定化学物質作業主任者の技能講習を修了した者を、作業主任者に選任し、職務を行わせてください。（作業主任者の氏名、職務を作業場所に掲示等してください）

常時従事する労働者に、雇入れまたは当該業務への配置換えの際、その後6月以内ごとに1回、特殊健康診断を実施し、労働基準監督署に特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第3号）を提出してください。（じん肺健康診断も引き続き実施して、実施の有無にかかわらず毎年労働基準監督署に報告が必要です）

主な内容ですので、詳しくはリーフレットを参照してください。

(4) 解体工事、改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

リーフレット参照

### 【ポイント】

- ・項目によって施行日が異なりますので、リーフレットを確認してください。
- ・石綿の除去・改修工事を発注する者は、石綿等の使用状況を請負事業者に通知し、費用、工期について法令等の順守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。
- ・令和2年10月1日から、主に以下の内容が施行されます。

石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断・破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（技術上困難な場合を除く）。

「成形板等」とはスレート、天井・壁ボード、床タイル、シート等のことで、「切断・破砕等によらない方法」とはボルトや釘等を撤去して手作業で取り外すことをいいます

上記で切断・破砕等によらない方法で行うことが技術上困難な場合のうち、石綿が含まれている「けい酸カルシウム板第1種」を切断・破砕等する場合は、作業中の湿潤化とビニールシート等で作業場の隔離が義務になります。

「けい酸カルシウム板第1種」は主に天井や壁のボードとして使用されています。

けい酸カルシウム板第2種は今までどおり耐火被覆材としていわゆるレベル2相当の措置が必要です。

主な内容ですので、詳しくはリーフレットを参照してください。

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま

#### 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

#### 工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める調査を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

#### 工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

#### 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

#### 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

#### 写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）